



山形県公報

平成25年4月1日(月)

号 外 (21)

目 次

教育委員会関係

規 則

- 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……………同
- 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 4
- 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 5
- 山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則…………… 6
- 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則……………同
- 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則…………… 7

訓 令

- 山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令……………同
- 県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令…………… 8
- 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………同

教育委員会関係

規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第2号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「理事、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第3号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

| | | | |
|-----------|----------|----------------------------|---|
| 第4条第1項の表中 | 文化財保護推進課 | 庶務係、山形の宝育成・文化財保護担当、埋蔵文化財担当 | を |
| | 生涯学習振興課 | 経理担当、社会教育施設担当、生涯学習・社会教育担当 | |

| | | |
|-----------|---------------------------------|-------------------|
| 文化財・生涯学習課 | 経理担当、企画調整担当、埋蔵文化財担当、生涯学習・社会教育担当 | に改め、同表義務教育課の項中「企画 |
|-----------|---------------------------------|-------------------|

担当」を「企画・整備推進担当」に改め、同表中

| | | |
|---------|--|---|
| スポーツ保健課 | 庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ育成担当 | を |
|---------|--|---|

| | | |
|---------|--|-------|
| スポーツ保健課 | 庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ育成担当 | に改める。 |
| 国体推進課 | 総務・調整担当、企画・広報担当、競技・式典担当、宿泊・輸送担当 | |

| | | | |
|-----------|-----|------|---|
| 第4条第2項の表中 | 総務課 | 教職員室 | を |
|-----------|-----|------|---|

| | | |
|-----------|---------|------------------|
| 総務課 | 教職員室 | に改め、スポーツ保健課の項中「国 |
| 文化財・生涯学習課 | 生涯学習振興室 | |

体室」を削る。

第5条第1項第36号を第37号とし、第35号の次に次の1号を加える。

(36) 文化財・生涯学習課、義務教育課及び高校教育課の庶務に関する事

第6条の見出し中「文化財保護推進課」を「文化財・生涯学習課」に改め、同条中「文化財保護推進課」を「文化財・生涯学習課」に改め、同条第8号を削る。

第6条の2を削り、同条第1号から第12号までを、第6条8号から第19号までとし、第13号中「整備及び」を削る。

第7条第1項第2号中「生徒指導」を「学習指導、生徒指導」に改め、第7号を次のように改める。

(7) 義務教育諸学校の読書教育に関する事

第8条第1項第10号を削り、第11号中「児童生徒」を「高校生」に改め、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第10条第5号中「子ども」を「児童」に改める。

第11条第1項第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同条の次に次の1号を加える。

(16) 国体推進課の庶務に関する事

第11条第2項中「競技スポーツ推進室で、同項第14号に掲げる事務は国体室で」を「競技スポーツ推進室で」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(国体推進課の分掌事務)

第11条の2 国体推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 第69回国民体育大会冬季大会スキー競技会に関する事

第12条中「前2条」を「前3条」に改める。

第17条中「理事及び」を削る。

第18条第3項中「主査」を「主査、主任主査」に改める。

| | | | |
|---------|------|--|---|
| 第19条の表中 | 理事 | 教育長の命を受けて教育庁の事務を掌理し、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、その職務を代理する。 | を |
| | 教育次長 | 教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。 | |

| | | |
|------|---|------|
| 教育次長 | 教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督し、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、その職務を代理する。 | に改め、 |
|------|---|------|

| | | |
|----|--------------------|---|
| 主査 | 上司の命を受けて担当事務を処理する。 | を |
|----|--------------------|---|

| | | |
|------|--------------------------|-------|
| 主査 | 上司の命を受けて担当事務を処理する。 | に改める。 |
| 主任主査 | 上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。 | |

第20条第2項中「主査、主事」を「主査、主任主査、主事、副主任」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第4号

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

| | | | |
|---------|----|--------------------|---|
| 第65条の表中 | 主査 | 上司の命を受けて担当事務を処理する。 | を |
|---------|----|--------------------|---|

| | | |
|------|--------------------------|----|
| 主査 | 上司の命を受けて担当事務を処理する。 | に、 |
| 主任主査 | 上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。 | |

| | | |
|------|------------------------------|---|
| 体育主事 | 上司の命を受けて体育及びスポーツに関する業務に従事する。 | を |
|------|------------------------------|---|

| | | |
|------|------------------------------|-------|
| 体育主事 | 上司の命を受けて体育及びスポーツに関する業務に従事する。 | に改める。 |
| 副主任 | 上司の命を受けて担当事務に従事する。 | |

別記様式第1号中

| | |
|--------|--|
| 主な活動内容 | |
|--------|--|

を

年間、複数回利用する場合は、1回ごとに利用許可申請書を提出すること。

| | |
|--------|---|
| 主な活動内容 | |
| 誓約事項 | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 |

- (注) 1 年間、複数回利用する場合は、1回ごとに利用許可申請書に改める。
を提出してください。
- 2 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。
- 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第5号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第20条第2項中「若しくは事務長（主査）」を削る。

| | | | |
|---------|---------|------------------------------------|---|
| 第21条の表中 | 事務部長 | 校長の命を受けて庶務及び会計事務を統括し、他の事務職員等を監督する。 | を |
| | 事務長 | | |
| | 事務長(主査) | | |

| | | |
|------|------------------------------------|-------|
| 事務部長 | 校長の命を受けて庶務及び会計事務を統括し、他の事務職員等を監督する。 | に改める。 |
| 事務長 | | |

別表第1中

| | | | | | | |
|------------------------------------|-----|---------|------|--|--|--|
| 同 置賜農業高等学校 飯豊分校 | 農 業 | 生 物 生 産 | 40 | | | |
| | | 園 芸 活 用 | 募集停止 | | | |
| | | 環 境 緑 地 | 募集停止 | | | |
| | | 園 芸 福 祉 | 40 | | | |
| | | 食 料 環 境 | 40 | | | |
| | 農 業 | 農 業 | 募集停止 | | | |

を

| | | | | | | |
|------------|-----|---------|------|--|--|--|
| 同 置賜農業高等学校 | 農 業 | 生 物 生 産 | 40 | | | |
| | | 園 芸 活 用 | 募集停止 | | | |
| | | 環 境 緑 地 | 募集停止 | | | |
| | | 園 芸 福 祉 | 40 | | | |
| | | 食 料 環 境 | 40 | | | |
| | | 農 業 | 募集停止 | | | |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会

委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第6号

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | | | |
|--------------|-----|-------|-------|-----|
| 山形県立村山特別支援学校 | 小学部 | | 6 年 | |
| | 中学部 | | 3 年 | |
| | 高等部 | 普 通 科 | 3 年 | |
| | 小学部 | | 6 年 | |
| | 楯岡校 | 中学部 | | 3 年 |
| | 楯岡校 | 高等部 | 普 通 科 | 3 年 |

を

| | | | |
|--------------|-----|-------|-----|
| 山形県立村山特別支援学校 | 小学部 | | 6 年 |
| | 中学部 | | 3 年 |
| | 高等部 | 普 通 科 | 3 年 |
| 山形県立楯岡特別支援学校 | 小学部 | | 6 年 |
| | 中学部 | | 3 年 |
| | 高等部 | 普 通 科 | 3 年 |

に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第7号

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

山形県体育施設条例施行規則（昭和41年7月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

| 9 参 考 事 項 | ※合 計 | 円 |
|--|------|---|
| 別記様式第1号中 記入注意 1 必要事項（使用区分及び使用時間等）を記入してください。 2 使用時間は準備及び撤去の時間を含めて記載してください。 3 ※印欄は記入しないでください。 | | |

を

| 9 参 考 事 項 | ※合 計 | 円 |
|---|------|---|
| 10 誓 約 事 項 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用する使用でないことを誓約します。 | | |
| 記入注意 1 必要事項（使用区分及び使用時間等）を記入してください。 2 使用時間は準備及び撤去の時間を含めて記載してください。 3 ※印欄は記入しないでください。 4 誓約事項について誓約する場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入してください。 5 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。 | | |

に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第8号

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則（昭和50年7月県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「

| |
|------------|
| 山形県立南陽高等学校 |
|------------|

」を「

| |
|------------|
| 山形県立南陽高等学校 |
| 山形県立長井高等学校 |

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第9号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（平成18年4月県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に掲げる事務」を「スポーツ保健課において処理するスポーツの競技力向上に関する事務」に改め、同条第1号及び第2号を削る。

第3条中「次の各号に掲げる場所に駐在事務を所管する機関」を「山形市松山二丁目11番30号にスポーツ保健課」に改め、同条第1号及び第2号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第3号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程（昭和42年4月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2号(1)本庁の項の表中

| | |
|----------|----|
| 文化財保護推進課 | 文推 |
| 生涯学習振興課 | 生振 |

を

「

| | |
|-----------|----|
| 文化財・生涯学習課 | 文生 |
|-----------|----|

」に、「

| | |
|---------|-----|
| スポーツ保健課 | スポ保 |
|---------|-----|

」を

「

| | |
|---------|-----|
| スポーツ保健課 | スポ保 |
| 国体推進課 | 国体 |

」に改め、同別表(4)高等学校等の項の表中

| | | | | | |
|--------------|----|---|--------------|----|-------|
| 山形県立村山特別支援学校 | 村特 | を | 山形県立村山特別支援学校 | 村特 | に改める。 |
| | | | 山形県立楯岡特別支援学校 | 楯特 | |

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第4号

庁 中
県立学校その他の教育機関
市 町 村 教 育 委 員 会

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程（昭和48年3月県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「庄内総合支庁産業経済部水産課」を「庄内総合支庁産業経済部水産振興課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第5号

庁 中
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「、理事」を削る。

第31条第6項を削り、同条第7項を同条第6項とする。

| | | | |
|-------|----------|--|---|
| 別表第1中 | 文化財保護推進課 | 山形県立博物館 | を |
| | 生涯学習振興課 | 山形県立図書館 山形県青年の家 山形県朝日少年自然の家 山形県金峰少年自然の家 山形県飯豊少年自然の家 山形県神室少年自然の家 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| 文化財・生涯学習課 | 山形県立博物館 山形県立図書館 山形県青年の家 山形県朝日少年自然の家 山形県金峰少年自然の家 山形県飯豊少年自然の家 山形県神室少年自然の家 | に改める。 |
|-----------|---|-------|

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成25年4月1日印刷
平成25年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056